

京都市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年12月26日

京都市長 門川大作

京都市規則第59号

京都市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

京都市市営住宅条例施行規則の一部を次のように改正する。

第6条中第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項を第7項とする。

第17条の2第1項中「153,000円」を「123,000円」に改め、同条第2項第1号中「(条例第17条第4号の規定により家賃の減免を受けている者にあつては、減免後の家賃の額)」を削る。

附則第1項ただし書を削る。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(改良住宅等の家賃に関する経過措置)」を付し、同項を次のように改める。

2 平成21年4月1日において現に改良住宅等に入居している者(以下「既入居者」という。)で、条例第29条の2第1項の規定により割増し家賃を納入する必要がないもののうち、第6条第4項及び第5項の規定により算定した当該改良住宅等の毎月の家賃の額(以下この項において「新家賃の額」という。)が同条第4項及び第5項の規定により算定した当該改良住宅等の平成21年3月の家賃の額(以下この項において「旧家賃の額」という。)を超えるものに係る公営住宅法施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第391号。以下「改正令」という。)附則第3条の表の上欄に掲げる年度の当該改良住宅等の毎月の家賃は、第6条第4項及び第5項の規定にかかわらず、新家賃の額から旧家賃の額を控除して得た額と同欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に、旧家賃の額を加え

て得た額とする。

附則に次の1項を加える。

- 3 既入居者で、条例第29条の2第1項の規定により割増し家賃を納入する必要があるもののうち、第6条第4項及び第5項の規定により算定した当該既入居者に係る改良住宅等の毎月の家賃の額に、第17条の2第2項の規定により算定した割増し家賃の額を加えた額（以下「新家賃の額」という。）が第6条第4項及び第5項の規定により算定した当該改良住宅等の平成21年3月の家賃の額（同月において条例第29条の2第1項の規定により割増し家賃を納入する必要がある既入居者にあつては、当該額に、第17条の2第2項の規定により算定した割増し家賃の額を加えた額。以下「旧家賃の額」という。）を超えるものに係る改正令附則第3条の表の上欄に掲げる年度の当該改良住宅等の毎月の家賃（条例第29条の2第1項に規定する割増し家賃を含む。）は、第6条第4項及び第5項並びに第17条の2の規定にかかわらず、新家賃の額から旧家賃の額を控除して得た額と同欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に、旧家賃の額を加えて得た額とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第17条の2関係）

区 分	率
収入が123,000円（公営住宅法第23条第2号イに掲げる場合にあつては、139,000円）を超え、158,000円以下の場合	1.3
収入が158,000円を超え、214,000円以下の場合	1.5
収入が214,000円を超える場合	1.8

別表第3 1 東天王町市営住宅の項を次のように改める。

鷹 峯 市 営 住 宅	4, 9 0 0 ^円
楽 只 市 営 住 宅	5, 2 0 0
東 天 王 町 市 営 住 宅	6, 4 0 0
錦 林 市 営 住 宅	5, 2 0 0
養 正 市 営 住 宅	7, 1 0 0
壬 生 東 市 営 住 宅	6, 0 0 0
三 条 市 営 住 宅	8, 7 0 0

別表第3 1 勸修寺第二市営住宅の項の次に次の1項を加える。

崇 仁 市 営 住 宅	4, 1 0 0
-------------	----------

別表第3 1 東松ノ木市営住宅の項の次に次の1項を加える。

南 岩 本 市 営 住 宅	4, 1 0 0
---------------	----------

別表第3 1 東九条市営住宅の項の次に次の4項を加える。

高 瀬 川 南 市 営 住 宅	4, 1 0 0
山 ノ 本 市 営 住 宅	4, 3 0 0
久 世 市 営 住 宅	4, 2 0 0
久 世 南 市 営 住 宅	4, 2 0 0

別表第3 1 蜂ヶ丘市営住宅の項の次に次の1項を加える。

壬 生 市 営 住 宅	4, 9 0 0
-------------	----------

別表第3 1 小栗栖市営住宅の項の次に次の1項を加える。

辰 巳 市 営 住 宅	4, 6 0 0
-------------	----------

別表第3 1 桜島市営住宅の項の次に次の1項を加える。

田 中 宮 市 営 住 宅	4, 4 0 0
---------------	----------

別表第3 1 竹田市営住宅の項の次に次の2項を加える。

改 進 市 営 住 宅	3, 8 0 0
加 賀 屋 敷 市 営 住 宅	4, 3 0 0

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第6条及び第17条の2第2項の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 平成21年度分の京都市市営住宅条例施行規則第6条第4項に規定する改良住宅等（以下「改良住宅等」という。）の家賃の額の算定及びこれに必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際現に改良住宅等に入居している者に対するこの規則による改正後の京都市市営住宅条例施行規則第17条の2第1項及び別表第2の規定の適用については、平成26年3月31日までの間は、なお従前の例による。

(都市計画局住宅室住宅政策課)